

平成16年(行ウ)第14号 公金支出差止等請求住民訴訟事件
原告 市民オンブズパ - ソン栃木 外20名
被告 栃木県知事 福田 富一

準備書面 14

~ 思川開発事業の環境問題について ~

2007(平成19)年9月6日

宇都宮地方裁判所 第1民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 大 木 一 俊

同 同 米 田 軍 平

同 同 山 口 益 弘

同 同 若 狭 昌 稔

同 同 須 藤 博

目 次

第 1	はじめに.....	3
1	本準備書面の目的.....	3
2	環境影響評価義務とその違反の効果.....	3
第 2	1993年評価書の問題点.....	4
1	本件思川開発事業における環境影響評価.....	4
2	1993年評価書の内容・その1～生物多様性について.....	5
	(1) 調査結果について.....	5
	(2) 予測結果について.....	8
	(3) 評価結果の問題点について.....	8
3	1993年評価書の内容・その2～景観について.....	10
	(1) 調査結果について.....	10
	(2) 結果予測について.....	10
	(3) 評価結果の問題点について.....	11
4	1993年評価書の内容・その3～水質について.....	12
	(1) 調査結果について.....	12
	(2) 結果予測について.....	12
	(3) 評価結果の問題点について.....	13
5	まとめ.....	13
第 3	2001年環境調査結果について.....	13
1	2001年環境調査結果の内容.....	13
2	2001年環境調査結果の評価.....	16
第 4	生物多様性条約と本件思川開発事業.....	17
1	はじめに.....	17
2	本件思川開発事業は環境影響評価義務を尽くしていないこと.....	17
3	国内希少野生動植物種への影響.....	18
4	小括.....	19
第 5	南摩ダム湖の水質問題.....	20
第 6	結論.....	21

第1 はじめに

1 本準備書面の目的

原告らは、準備書面7において、本件ハツ場ダム建設事業について、ダム建設事業は、工事期間中は大規模かつ長期にわたって環境の改変を行い、また工事完了後にはダムという大規模な工作物及びダム湖の存在によって、それまでの環境を一変してしまう（その具体的内容については、準備書面7の11頁～14頁参照）のであることから、事業者は、その計画決定に当たっては、環境影響評価、すなわち、事前に環境への影響について適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正に配慮すべき義務があるにもかかわらず、この義務を著しく怠った違法な事業であり、したがって、本件ダム建設事業のために栃木県をはじめとする関係都県に対し費用の負担を求める国土交通大臣の納付通知が、著しく合理性を欠き無効であることを主張した。

本準備書面では、南摩ダム建設を中核とする本件思川開発事業についても、事業者は、その計画決定に当たっては、環境影響評価、すなわち、事前に環境への影響について適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正に配慮すべき義務があるにもかかわらず、この義務を著しく怠った違法な事業であり、したがって、本件思川開発事業のために栃木県をはじめとする関係自治体に対し費用の負担を求める水資源機構の賦課行為が、著しく合理性を欠き無効であることを明らかにするものである。

2 環境影響評価義務とその違反の効果

「環境影響評価」とは、環境に著しい影響を与えるおそれのある行為の実施・意思決定に当りあらかじめ環境への影響について適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正に配慮しようとするものである（環境庁環境影響評価研究会著「逐条解説環境影響評価法」1頁）。

この環境影響評価は、これが制度化されている場合は勿論のこと、そうでない場合であっても、事案に即して条理法上の義務として要求されるものであり、環境影響評価が必要であるのに実施されなかった場合や、形式的には

実施された場合であっても、事案に即した適切なものでない場合には、この条理法上の義務違背としてその行為は違法とされること、生物多様性の保全に関しては、生物多様性条約に基づく環境影響評価義務があること、また、予測、評価の結果に基づき環境保全について要求される環境配慮については、影響の回避、最小化及び代償措置の3段階からなるミティゲーション(Mitigation: 環境に対する影響緩和措置)が要求されるのが一般であることについては、準備書面7で述べたとおりである。

本件思川開発事業についても、工事期間中は大規模かつ長期にわたって環境の改変を行い、また工事完了後には南摩ダムという大規模な工作物の存在によってそれまでの環境を一変してしまうのであるから、このような環境影響評価がなされる必要があることは言うまでもない。

第2 1993年評価書の問題点

1 本件思川開発事業における環境影響評価

思川開発事業の現計画は2002(平成14)年3月に確定されたものであるが、現計画については、環境影響評価は実施されていない。

大谷川からの導水と行川ダム建設も予定されていた旧計画(訴状3頁~4頁)については、事業者であった旧建設省関東地方建設局長において、「建設省所管ダム、放水路及び道路事業環境影響評価技術指針について」(昭和60年9月26日建設事務次官通知)に基づき、環境影響評価を行い、その結果を1993(平成5)年12月「利根川水系思川開発事業環境影響評価書」(以下「1993年評価書」という)にまとめている(甲C第60号証)。

この次官通知に基づく環境影響評価が、評価項目が公害や自然環境に限定されている上、代替案との比較検討や内容の適正を審査する制度的手当がないといった根本的な問題点があり、この通達に従っただけの環境影響評価では、到底、適正な環境影響評価がなされたものと評価することができないことは、準備書面7の6頁で述べたとおりである。

以下では、このような問題点を含む手法によって実施された旧計画での環

境影響評価には、その内容においても多くの問題があることを明かし、本件思川開発事業については、事案に応じた適正な環境影響評価がなされていないことを明らかにする。

2 1993年評価書の内容・その1～生物多様性について

(1) 調査結果について

1993年評価書(甲C第60号証)の内容は、思川開発事業の事業実施区域及びその周辺の区域における環境の現状を把握するために、1978(昭和53年)度から1992(平成4)年度にかけて実施した環境調査の結果をもとに、なされた予測や評価を行ったものをまとめたものであるという(甲C62号証「南摩ダム周辺の環境調査結果」のはじめに)。これによると、南摩ダム建設予定地及びその周辺における植物、動物等の項目毎の概要は、以下のとおりである(以下の括弧中の頁は、ことわりがない限り甲C第60号証のものである)。

ア 植物

南摩ダム建設予定地周辺地域では126科828種の陸上植物と7科9種の大型水生生物が生育し、162種の付着藻類の生息が確認されている(341～346頁、353～355頁、363頁)。

これらの陸上植物のうち、トキホコリ、セツブンソウ及びフタバアオイは、1989年11月に公表された「我が国における保護上重要な植物種の現状」(植物版旧レッドデータブック)で、絶滅寸前の次のランクである危急種とされており、また、ギンバイソウは国内分布の北限付近、ヤワタソウは個体数少で、学術上等の観点から重要な種とされている(149～151頁)。

しかし、2005年3月に栃木県が公表した「レッドデータブックとちぎ」(甲C第59号証)では、陸上植物のうちキキョウとハタザオが環境省のカテゴリーの絶滅危惧類に相当するAランクに、ノアズキが環境省のカテゴリーの絶滅危惧類に相当するBランクに、サデクサ、ギンバイソウ、オオバクサフジ、オオバチドメ、ヒカゲツツジ、ヒメジ

ョン、キバナノアマナ、スズメノカタビラ及びウマスゲの9種が環境省の準絶滅危惧に相当するCランクに、トキホコリ及びクロヒナスゲが目すべき生物である「要注目」にランクされるなど、実に14種が「レッドデータブックとちぎ」掲載種となっている。

イ 哺乳類

文献資料調査では4目9科10種であるが、現地調査では5目10科17種が確認されており、併せて6目15科22種の生息が確認されている(172~177頁)。

この中で環境省のレッドデータブックに掲載されているのは天然記念物のヤマネ(準絶滅危惧)だけであるが、レッドデータブックとちぎでは、ジネズミ、ヤマネ、カヤネズミ及びアナグマの4種が「要注目」とされている。また、ニホンカモシカは国の特別天然記念物である。

なお、コウモリ類の確認がないが、これは調査の不十分さを物語るものである。

ウ 鳥類

現地調査では、11目27科66種が確認されているが、そのうちオオタカが国のレッドデータブックで絶滅危惧類に、ハチクマが準絶滅危惧にランクされている外、ハリオアマツバメ、ヤマセミ、カワセミ及びクロジが学術上の観点から重要と認められる種であるとされている。

レッドデータブックに記載されていないが、環境保全上重要と考えられる鳥類として、サシバ、ハヤブサ(現在は絶滅危惧類とされている)などの猛禽類とカワセミ、ヤマセミ、イワヒバリなど合計9科12種が生息している(183~186頁)。

なお、レッドデータブックとちぎでは、ハリオアマツバメがB、ハチクマ、オオタカ、サシバ、ヨタカ及びクロジがCにランクされている。

エ 両生類・爬虫類

両生類2目5科10種、爬虫類1目3科5種の生息が確認されている。これらのうち、レッドデータブックに掲載されているものはいないが、学術上等の観点から重要と認められる種は、イモリ、タゴガエル及びカジカガエルの3種である(192~195頁)。

なお、レッドデータブックとちぎでは、爬虫類については、トカゲがB、ヤマカガシがC、カナヘビ、アオダイショウ及びシマヘビが「要注目」、タカチホヘビが「情報不足」とされ、また、両生類についても、イモリ、ツチガエル及びニホンアカガエルがB、トウキョウダルマガエル及びシュレーゲルアオガエルがC、アズマヒキガエル、ヤマアカガエル及びカジカガエルが「要注目」とされている。

オ 魚類

現地調査及び聞き取り調査により、4目6科16種が確認されている。学術上等の観点から重要と認められる種はないとされる(203頁)が、レッドデータブックとちぎでは、ホトケドジョウがB、キンブナ及びシマドジョウがC、アブラハヤ及びカジカが「要注目」とされている。

カ 昆虫類

陸上昆虫類については、現地調査により、18目158科701種もの生息が確認されている。これらのうち、カンタン、キリギリス、ミンミンゼミ、ハルゼミ、アカスジキンカンカメムシ、ミヤマクワガタ、ゲンジボタル、キイロスズメバチ、ジャコウアゲハ及びウスバシロチョウの10種が学術等の観点から重要と認められる種とされる(208～212頁)。

なお、レッドデータブックとちぎでは、ヤブヤンマがB、カトリヤンマ、ヒメアカネ、ゲンジボタル、ヘイケボタル及びホソバセセリがC、ツマグロキチョウが「要注目」とされている。

また、水性昆虫類については、9目188種が確認されているが、学術等の観点から重要と認められる種は、ムカシトンボ、タイコウチ、ミズカマキリ及びゲンジボタルの4種である(217～220頁)。

「1993年評価書」は、後述の「2001年環境調査結果」に比して確認された種数が少ないものの、それであっても、本件南摩ダム建設予定地周辺地域は、多くの野生動植物種が生育、生息しているだけでなく、絶滅が危惧されている希少種や天然記念物等の貴重種も多数生息していることを示す内容となっている。

植物について言えば、栃木県下で知られる高等植物3656種のうち22.6%もの種がこの狭い地域に生息しており、また、学術上等の観点から重要とされたトキホコリ、セツブンソウ、フタバアオイ、ギンバイソウ及びヤワタソウの5種の生育地が沢ぞいの特定地域に集中していることを見れば、この地域の生物多様性の高さが分かるのである（151頁、甲C第61号証21頁）。

このように本件南摩ダム建設予定地周辺の自然環境は、生物の多様性に富む、美しい里山的景観を形成しているのである。

（2）予測結果について

このような場所に巨大な本件南摩ダムを建設することが、自然環境、生態系に広範囲の悪影響を及ぼすことは明らかであり、このことは1993年評価書の「第6章 予測結果の内容」でも、指摘されている。

トキホコリについてこれを見るに、「トキホコリは、一般に耕作地周辺の柔らかい土の適潤地に生育する一年草である。湛水区域及び工作実施関連区域には、トキホコリの生育する水田の周辺地等が分布している。この生育に適する環境が、湛水区域では水没により消失し、また、工事実施関連区域では工事に関わる部分に該当した場合は消失する。」とされている（256頁）。この予測結果は、セツブンソウ、フタバアオイ、ギンバイソウ及びヤワタソウでもまったく同様（同257頁）なだけでなく、哺乳類、鳥類、両生類、昆虫類等についてもほぼ同様な結果となっている（同262～265頁、273～274頁、278～279頁、283～285頁、290～292頁）。

この点に関する限り、1993年評価書の内容は極めて適正であると評価できる。

（3）評価結果の問題点について

しかしながら、本件南摩ダムの建設が生物多様性にとって甚大な影響を及ぼすにもかかわらず、「第7章 評価結果の内容」では、以下のような理由から、いずれも「ダム建設による影響は少ない。」と結論づけしてし

まっている。

陸上植物について言えば、トキホコリについては、「工事実施関連区域の上下流や南摩川流域の周辺には、トキホコリの生育に適する水田の周辺地等が広く分布し、その現状が維持される。」、セツブンソウについては、「工事実施関連区域の上下流や南摩川流域の周辺には、セツブンソウの生育に適するコナラ林やスギ・ヒノキ植林の林縁半陰地等が広く分布し、その現状が維持される。」、フタバアオイについては、「工事実施関連区域の上下流や南摩川流域の周辺には、フタバアオイの生育に適する沢沿いのスギ・ヒノキ植林等が広く分布し、その現状が維持される。」、キンバイソウについても、「工事実施関連区域の上下流や南摩川流域の周辺には、キンバイソウの生育に適する沢沿いのスギ・ヒノキ植林等が広く分布し、その現状が維持される。」、ヤワタソウについては、「工事実施関連区域の上下流や南摩川流域の周辺には、ヤワタソウの生育に適する小沢が広く分布し、その現状が維持される。」としている（306～307頁）。

これが、調査範囲以外の地域に、生育適地があるという趣旨であるとするなら、調査もしないでこのような結論を出すことはおよそ科学的とは言えず大いに問題である。また、調査範囲の地域内に生育適地があるという趣旨があるとする、工事実施関連区域の上下流や南摩川流域の周辺にでもこれらの種が生育しているのは、沢沿いの特定地域のみである（151頁）から、それ以外の地域では仮に一見生育適地と見られるとしても、実は生育適地ではないことを示しているのであり、これまた科学的な判断とは言えず問題である。

以上は、陸上植物について述べたものであるが、この理屈は、哺乳類、鳥類、両生類及び昆虫類についても同様である。

たとえば、ムササビについて、「工事実施関連区域上流や南摩川流域周辺には、ムササビの生息に適するコナラ林、スギ・ヒノキ植林等が広く分布しその現状が維持される。」としている（310頁）が、他にこれらの適地があっても、現にそこに生息していないことは、そこにはムササビの営巣に必要な樹洞がある大木がなく、生息適地でないことを示していると見るべきである。

また、オオタカについても、「工事実施関連区域の上下流や南摩川流域の周辺には、オオタカの生息に適するアカマツ林、スギ・ヒノキ植林、耕作地等が広く分布しその現状が維持される。」とする点も、オオタカのような生態系の頂点にいる猛禽類にとっては広い縄張りが必要であり、本件南摩ダム建設及び湛水により、適地とされるアカマツ林、スギ・ヒノキ植林、耕作地等の大部分が失われることによる影響には甚大なものがあるという、生物学上の初歩的な知見を忘れた議論であるといわなければならない。

以上の検討から明らかなように、これらの種の生育・生息地が消失することは、これらの種の個体群が絶滅することを意味するのであり、1993年評価書の結論とは反対に、「ダム建設による影響は甚大である。」とすべきが科学的判断なのである。

3 1993年評価書の内容・その2～景観について

(1) 調査結果について

1993年評価書は、南摩川の景観について、「南摩ダム上下流は、南摩側が蛇行を繰り返しながら小規模な谷底平野を形成し、沿川はその周辺の山裾に囲まれた細長い地形をしている。南摩川の河床は平野地盤を深く刻むことはないため、河川上流部に位置しなから渓谷景観を呈するような箇所はほとんど見られない。また、河川規模も小さく、河川は景観構成要素の一部に過ぎない。南摩ダム湛水区域周辺の山腹の多くはスギ・ヒノキ植林が覆い、谷底平野には耕作地、民家が河川に沿って細長く分布する。このため、湛水区域は里山的なのどかな景観が主体である。また、南摩川左右岸にせまる山腹斜面にはコナラ群落が点在し、深緑や紅葉の頃は単調な色調のスギ・ヒノキ植林が優先する山あいの景色に変化を与えている。」(225頁)としている。

(2) 結果予測について

このような里山的景観が、本件南摩ダム建設によって失われることは確

実であるが、この点に関して、1993年評価書は、「南摩川、行川には、それぞれ南摩ダム、行川ダムが設置されるとともに、それに伴いダム上流に広大な貯水池が出現するため、景観が変化する。」としながらも、「両ダムの形式はロックフィルダムであり、堤体表面は岩石を使用するため、周囲の林地と調和する。また、新たに出現する貯水池は、周囲の林地とあいまって山間の湖沼景観を創出する。」(293頁)として、里山的景観が失われることよりも、本件南摩ダムやダム湖の出現を景観上積極的に評価している。

その結果、黒川渓谷のみを保全の対象とし、本件南摩ダム建設予定地周辺の里山的景観については、保全の対象とはしていない(298頁)。

(3) 評価結果の問題点について

しかしながら、2000(平成12)年12月改訂の環境基本計画においては、「里山をはじめとする二次的自然環境については、多様な生物の生息・生育空間、自然とのふれあいの場、都市域の緑地などとして様々な機能をもっていることから、希薄化した人と自然との関係の再構築という観点に立った保全の取組を推進します。」として、里山をはじめとする二次的自然環境の保全の取組の推進がうたわれていることに照らせば、本件南摩ダム建設予定地のように、狭い谷間にスギ・ヒノキの植林・コナラ林・アカマツ林、耕作地、屋敷林、そして河川がモザイク状に点在する里山的景観は、今や生物多様性の高さを支える貴重な景観として保全されなければならないものであり、渓谷美だけを保全する考えは時代の要請にそぐわないものになっていることがわかる。

また、いくらロックフィルダムとはいえ、狭い里山的渓谷に巨大なダムが立ち上がるのが、周囲の林地と調和するといえるか疑問であるし、準備書面11で述べたように、本件南摩ダムはダム湖に水の溜まらず、底が見える状態が長く続くということからすると、新たに出現する貯水池は、周囲の林地とあいまって山間の湖沼景観を創出するなどとは到底いえないのである。

4 1993年評価書の内容・その3～水質について

(1) 調査結果について

準備書面7でも述べたよう、水質上重要なのは、ダム湖の富栄養化の原因となるチッソとリンである。

本件南摩ダムに貯めるのは、黒川、大芦川及び南摩川の河川水であるが、1982(昭和57)年度～1991(平成3)年度における、その流入水の全チッソ及び全リンの含有量は以下のとおりである(103～104頁)。

黒川(山口橋)	全チッソ	0.61 mg/? ~ 0.73 mg/?
	全リン	0.010 mg/? ~ 0.020 mg/?
大芦川(くねの原橋)	全チッソ	0.65 mg/? ~ 0.78 mg/?
	全リン	0.007 mg/? ~ 0.020 mg/?
南摩川(ダムサイト)	全チッソ	0.97 mg/? ~ 1.30 mg/?
	全リン	0.006 mg/? ~ 0.010 mg/?

湖沼の富栄養化等への対策として設定されている環境基準は、水道の一般的な基準として、全チッソ0.2 mg/?、全リン0.01 mg/? という値が、また水道の特別な基準として全チッソ0.4 mg/?、全リン0.03 mg/? という値が設定されている(準備書面7の56頁)が、全チッソについては、すべての河川に特別な基準をも上回っており、また、全リンについては、いずれも特別な基準はクリアーしているものの、一般的基準についてはなんとかクリアーしているのは南摩川だけである。

(2) 結果予測について

1993年評価書は、技術指針に基づきポーレンバイダーモデルを使って予測した結果、「上方に図示される範囲は自然湖沼では発生の可能性が高い。ただし、ダム貯水池はポーレンバイダーモデルの対象とした自然湖沼と比較した場合、一般に水深が大きいことから、富栄養化現象が発生す

る可能性は低い。」としている(238～244頁)。

(3) 評価結果の問題点について

しかし、ポーレンバイダーモデルの対象とした自然湖沼の水深はどの程度のものであるのか明示されていないので、本件南摩ダムについてこのような一般論がいえると疑問なしとしない。加えて、準備書面11で述べたように、本件南摩ダムには予測どおりに水が貯まらず、ダム湖の水深は低いまま推移することを考えるとなおさらである。

また、そもそも、「ポーレンバイダーモデルは日本のダム湖への適合性についてはまったく検証されていないので、それによって可能性を判断するのは無意味である。」(甲C61号証15頁)との指摘もあり、富栄養化の可能性がないとする1993年評価書の結論には合理性がない。

むしろ、前記(1)の流入水の水質からすると、本件南摩ダム湖の貯留水が富栄養化して、カビ臭の原因となる植物プランクトンを増殖させる蓋然性は高いとするのが、合理的判断である。

5 まとめ

以上のとおり、1993年評価書は、生物多様性に関する予測については科学的・客観的にしているものの、その他の項目の予測および評価結果については、生物多様性に関するものを含め、その判断は非科学的・主観的で、事業実施に都合がいいように変容されてしまっており、「アワズメント」と揶揄される類のものであって、環境影響評価の名に値しないものである。

第3 2001年環境調査結果について

1 2001年環境調査結果の内容

「南摩ダム周辺の環境調査結果」(以下「2001年環境調査結果」という)は、1993年評価書を受けて、本件南摩ダム建設を前提にした環境保全対策を具体化するにあたり、新たな事業計画案に基づく事業実施区域及び

その周辺の区域における環境(水質、地形及び地質、植物、動物)について、これまで実施してきた調査の結果をまとめたものである(甲C第62号証のはじめに)。

これによると、南摩ダム建設予定地及びその周辺における植物、動物等の項目毎の概要は、以下のとおりである。

ア 植物

南摩ダム建設予定地周辺地域では143科1159種の陸上植物と大型水性植物、163種の付着藻類の生息が確認されている。

1993年評価書の陸上植物828種、大型水生植物9種の合計837種と比べると、実に322種も増加している。1993年評価書の不十分さを物語ると同時に、南摩ダム建設予定地周辺地域が植物の宝庫であることを示すものである。

しかも、これらの植物のうち、ヒイラギソウ、アキノハハコグサ、クロホシクサ及びキンセイランの4種が環境省のレッドデータブックで絶滅危惧 B類に、トキホコリ、ノダウオウ、フクジュソウ、セツブソウ、オオヤマカタバミ、ミズマツバ、スズサイコ、キキョウ、ヤマトミクリ、エビネ、キンラン及びクマガイソウの13種が絶滅危惧 類に、ミクリが準絶滅危惧にランクされている。

また、レッドデータブックとちぎでは、陸上植物のうちヌカボタデ、ハタザオ、キキョウ、クロホシクサ及びクマガイソウの5種がAに、フクジュソウ、ジンジソウ、ノアズキ、スズサイコ、エビネ、キンセイラン、及びキンランの7種がBに、サデクサ、オダイオウ、ギバイソウ、オオバクサフジ、オオヤマカタバミ、オオバチドメ、ミツバツツジ、ヒカゲツツジ、ヒイラギソウ、ジュウニヒトエ、ヒメジョン、キバナノアマナ、ヤシュウハゼキキョウ、ニガカシュウ、ザゼンソウ、ヒメザゼンソウ、ヤマトミクリ及びジガバチソウの18種がCに、トキホコリ及びミズマツバが「要注目」にランクされるなど、実に32種もがランクされている。

イ 哺乳類

現地調査では7目14科23種が確認され、文献情報も含めると7目16科25種の生息が確認されている。

これも、17種しか確認されていない1993年評価書の1.5倍もの種数となっており、1993年評価書の不十分さを物語ると同時に、南摩ダム建設予定地周辺地域が植物の宝庫であることを示すものである。

このうち、今回新たに確認されたニホンテングコウモリが環境省のレッドデータブックで絶滅危惧類に、またコキクガシラコウモリがレッドデータブックとちぎでCにランクされている。

ウ 鳥類

33科100種が確認されており、1993年評価書の1.5倍の種数となっている。

その中でも特筆すべきは、環境省のレッドデータブックで絶滅危惧B類にランクされているクマタカの生息が新たに確認されたことである。クマタカのように数を減じている種が確認されたことは、1993年評価書の調査がいかにもずさんであったかを示すものである。この外にも、環境省のレッドデータブックで絶滅危惧類にランクされるハヤブサ、サンシュウクイ、準絶滅危惧にランクされるミサゴ、ハイタカ、アカモズが新たに確認されている。1993年評価書の不十分さを物語ると同時に、南摩ダム建設予定地周辺地域が植物の宝庫であることを示すものである。

なお、レッドデータブックとちぎでは、このうち、クマタカ、ハヤブサ、ウズラ、アカショウビン及びアカモズの5種がAに、ハリオアマツバメがBに、マガモ、ミサゴ、ハチクマ、オオタカ、ハイタカ、サシバ、ヤマドリ、アオバト、フクロウ、ヨタカ、オオアカゲラ、サンシュウクイ、カヤクグリ、ノビタキ、クロツグミ、コサメビタキ、サンコウチョウ及びクロジの18種がCにランクされている。

エ 両生類・爬虫類

両生類2目5科12種、爬虫類1目4科9種の生息が確認されている。

これまた、1993年評価書よりも確認された種数が増加している。新たに確認された種は、両性類では、ウシガエルとモリアオガエル、爬虫類では、ヒバカリとマムシである。

レッドデータブックとちぎでは、マムシがC、モリアオガエルとヒバカリが「要注目」とされている。

オ 魚類

1993年評価書と同じく、現地調査及び聞き取り調査により、4目6科16種が確認されている。

カ 昆虫類

陸上昆虫類については、現地調査により、18目204科1129種もの生息が確認されている。

1993年評価書の18目158科701種と比べると科数で46、種数では428もの驚くべき増加となっている。

ツマグロキチョウが環境省のレッドデータブックでは絶滅危惧類にランクされている外、ムカシトンボ、ヤブヤンマ、ハネナシアメンボ、キバネツトンボ、ハンミョウ、アキタクロナガオサムシ、ゲンジボタル、マクガタテントウ、ヤツバホシムシ、キバネクロバエ、キオビミズメイガ及びホソボセセリの12種が学術上重要な種とされている。

なお、レッドデータブックとちぎでは、ヤブヤンマ及びゲンゴロウがB、カトリヤンマ、ハネナシアメンボ、ヒメトゲトリカメムシ、ハイケボタル及びホソバセセリの5種がC、ムカシトンボ、ムカシヤンマ、エンマコオロギ、クギヌキハサミムシ、ゲンジボタル、ホソクビナガハムシ、オオチャバネセセリ、ツマグロキチョウ及びコムラサキの9種が「要注目」にランクされている。

また、水性昆虫類については、現地調査の結果、9目58科166種が確認されているが、これは1993年評価書の9目188種と比べると12種減ってしまっている。これは、2001年環境調査結果の調査が十分でなかったことを示すものであろう。

2 2001年環境調査結果の評価

2001年環境調査結果においても、市民団体の調査により水没地域内で生息確認が確認されたトモンハナバチ(レッドデータブックとちぎではBにランクされている)が確認されておらず、またこの地域で確認されてしかるべきミドリシジミ類、ヒオドシチョウ、クモガタヒョウモン、サトキマダラヒカゲ、ジャノメソウ、コマダラチョウ、オオムラサキ等が確認されていないなど調査が不十分といわなければならない。それでも、2001年環境調査結果は、1993年評価書よりも、水性昆虫以外のすべての動植物種において、確認された種数が著しく増加している。これは、1993年評価書の調査が不十分だったことを示すと共に、本件南摩ダム周辺地域の生物多様性が極めて高いこと、および丁寧に調査すればするほど確認される種数が増えることを物語っている。この地域には未確認の貴重種が生育・生息している可能性が高いのである。

第4 生物多様性条約と本件思川開発事業

1 はじめに

生物多様性条約8条、9条は、国に対して生物多様性保全に関して義務を課し、「何もしないこと」や「積極的に生物多様性を破壊すること」を禁止するだけでなく、同条約14条1項により締約国は生物多様性を保全するため環境影響評価義務を負っていること、さらには生物多様性条約が「絶滅のおそれのある野生動植物種の保存に関する法律」(種の保存法)等の関係法令の解釈基準となることについては、準備書面7で述べたとおりである。

2 本件思川開発事業は環境影響評価義務を尽くしていないこと

前述のとおり、思川開発事業の中核である南摩ダム建設予定地及びその周辺地域は、生物多様性が極めて豊かである。

したがって、生物多様性条約を1993(平成5)年5月23日に批准した日本政府は、同条約に基づき、その国際的義務として、南摩ダム建設予定地周辺地域の生物多様性を保全すべき義務を負っており、これを侵害するお

そのある事業については、環境影響評価を行い、生物多様性に対する影響が大きいと予測される場合には、事業を中止する義務がある。

にもかかわらず、前述のとおり旧建設省の実施した環境影響評価（その内容は1993年評価書）は、調査、予測、評価結果とも、極めて杜撰であり、同条約14条1項にいう環境影響評価義務を尽くしたとみることはできない。

3 国内希少野生動植物種への影響

本件南摩ダム建設予定地周辺には、種の保存法による国内希少野生動植物種の指定を受けた猛禽類として、クマタカ、オオタカ、ハヤブサが確認されている。

ア クマタカ

大型の猛禽類で、急傾斜地の大木、特に針葉樹に営巣する。ノウサギを主な食物とし、テン、ヤマドリ、シマヘビなどを林内や林縁で採餌する。全国の生息数は900から1000羽程度と言われている。雌雄で生活し縄張りは13ないし25?で、平均20?と言われている。近年数が減少しているが、原因は、伐採、レジャー施設建設のほか、ダム建設、林道建設があげられている。イヌワシと同じく繁殖期初期には人間の接近や騒音に敏感となり、人為攪乱による営巣放棄が起こりやすい、と環境省は警告している。

本件南摩ダム建設予定地周辺では、1999（平成11）年3月に飛翔が確認されたのを受けた調査により、同年4月～6月に約80回、同年11月～2001（平成13）年8月に約470回確認されており、南摩川に隣接する栗野川流域で1番の営巣が確認され、2000（平成12）年～2001（平成13）年の繁殖期には繁殖の成功が確認されている（甲C第62号証）。

しかし、本件南摩ダム建設によるノウサギなど餌となる哺乳類の生息地の消滅、ダム建設に伴う騒音、振動の影響による営巣放棄の可能性等を考慮すれば、本件南摩ダム建設行為は、クマタカの繁殖行為、採餌行為に重大な悪影響を与えるものとして種の保存法9条にいう損傷として違法と

なり得るものである。

イ オオタカ、ハヤブサ

オオタカは、カラス大の猛禽類で森林や森林に隣接した草地でハトなどの小型鳥類を餌として生活している。繁殖期には山地の林に棲み、秋冬期には農耕地、市街地などにも出現することがある。巣はアカマツなどの針葉樹の枝の付け根に作る。生息数は1996（平成8）年において全国で1000羽程度といわれている。現在生存を脅かすものとして生息地でのゴルフ場などのレジャー施設建設、住宅地開発などが指摘されている。営巣中、人の接近により営巣を放棄する例があるなど、人、騒音などによる営巣放棄が報告されている。

ハヤブサは中型の猛禽類で崖に営巣し、中小型鳥類を餌として捕食する。全国で700から1000羽程度と推定され、繁殖地は全国で230箇所、繁殖番数は230番という数である。生息を脅かす大きな原因は、河川開発、海岸開発などによる崖面の消失、採餌条件の悪化が指摘されている。

オオタカについては調査がなされ、本件南摩ダム建設予定地周辺では4番が生息しており、そのうち2番が湛水予定地を縄張りにしていることが判明している。なお、ハヤブサについては、クマタカやオオタカのような調査は行われていない（甲C第62号証）。

いずれにせよ、本件南摩ダム建設によって、オオカタやハヤブサの生息地そのものが消失し、あわせて餌である中小型鳥類も著しく減少し、採餌行為が制限されることは明らかである。これまた、本件南摩ダムの建設は、種の保存法9条にいう損傷に該当し違法な行為となり得ることは明らかである。

4 小括

以上のとおり、本件思川開発事業は、南摩ダム建設予定地およびその周辺地域に生息する国内希少野生動植物種であるクマタカ、オオタカおよびハヤブサの生息地を減少させ、これらの生存を断ち切ることは確実であり、このままダム建設を続行してこのような結果を生じさせることは種の保存法9

条に反する違法な行為となるであろうこともまた確実である。

にもかかわらず、そのことをまったく考慮せずにダム建設工事を実行することは、生物多様性に対する影響について、事前に、適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき生物多様性の保全について適正に配慮しなければならないという、条理法上および生物多様性条約 14 条 1 項に基づく環境影響評価義務に反する違法な行為であるといわなければならない。

第 5 南摩ダム湖の水質の問題

1982（昭和 57）年度～1991（平成 3）年度における、南摩ダム湖への予定流入水の全チッソ及び全リンの含有量については、前記第 2、4、（1）で述べたとおりである。

2001 年環境調査結果から、それ以降の予定流入水の全チッソ及び全リンの含有量をみると次のとおりである（甲 C 62 号証）。

黒川（山口橋）	全チッソ 0.58 mg/? ~ 0.93 mg/?
	全リン 0.007 mg/? ~ 0.010 mg/?
大芦川（くねの原橋）	全チッソ 0.65 mg/? ~ 0.78 mg/?
	全リン 0.005 mg/? ~ 0.008 mg/?
南摩川（ダムサイト）	全チッソ 1.03 mg/? ~ 1.60 mg/?
	全リン 0.004 mg/? ~ 0.011 mg/?

やはり、全チッソについては、すべての流入水が特別な基準をも上回っており、また、全リンについては、いずれも特別の基準はクリアーしているものの、一般的基準についてはぎりぎりクリアーしているという状態である。

したがって、前記第 2、4、（3）で述べたとおり、本件南摩ダム湖の貯留水が富栄養化して、カビ臭の原因となる植物プランクトンを増殖させる蓋然性は高いと言わなければならない

また、水質の悪化は、カビ臭の問題の外にも、トリハロメタンの生成を

も引き起こすおそれもあるのであり、南摩ダムに貯留された水は、飲料用に適した水ではなく、これを浄化するためにさらに膨大な費用を要することは確実である。

これまた、本件思川開発事業の実施は、水質問題についても、事前に、適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき環境の保全について適正に配慮しなければならないという、条理法上の行政上の環境影響評価義務を尽くさない、違法な行為であるといわなければならない。

第6 結論

以上のように、本件思川開発事業については、自然環境に極めて重大な影響を及ぼすおそれが大きく、また、生物多様性の破壊に関しては生物多様性条約に反するとともに、種の保存法で国内希少野植物種として指定されたクマタカ、オオタカおよびハヤブサに対しては同法9条に違反する結果となることが確実であるにもかかわらず、条理法上及び生物多様性条約に基づく、事案に即した適切な環境影響評価が実施されておらず、環境影響評価義務を怠った違法な事業という他ない。

このような違法であることが明らかな事業について、栃木県をはじめとする関係自治体に対し、費用の負担を求める水資源機構の賦課行為が、著しく合理性を欠き無効であることは明らかであり、この賦課行為に基づき栃木県をはじめとする関係自治体の執行機関が、漫然と負担金を支出する行為は、財務会計上の誠実義務に反する違法な行為であるといわなければならない。